

一般相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が開設するあかし相談支援室（以下「事業所」という。）が行う指定一般相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な一般相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

- 2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定一般相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
- 4 事業所は、自らその提供する指定一般相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 あかし相談支援室
- 二 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定一般相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 相談支援専門員 1名
相談支援専門員は、地域の障害者（児）等からの日常生活全般に関する相談に関する業務のほか、地域移行支援及び地域定着支援に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から金曜日ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間午前9時から午後6時までとする。

(指定一般相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

- 一 日常生活全般に関する相談
- 二 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- 三 指定地域移行支援に関する内容
 - ①地域移行支援計画の作成及び評価
 - ②地域に移行する為の活動に関する面接又は同行による支援
 - ③障害福祉サービスの体験的な利用
 - ④体験的な宿泊
- 四 指定地域定着支援に関する内容
 - ①地域定着支援台帳の作成及び評価
 - ②利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じた常時の連絡体制の確保
 - ③緊急時における一時的な滞在等による支援
 - ④訪問等による利用者の状況の把握

2 法定代理受領を行わない指定一般相談支援を提供した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定一般相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山梨県甲府市・笛吹市・中央市・甲斐市・昭和町、とする。

(虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための措置)

第9条 事業所は、利用者に対する虐待及び身体拘束等を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止及び身体拘束等の適正化を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営に関する重要な事項)

第11条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

甲府市障害者基幹相談センター、一般相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した

上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

特定相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が開設するあかし相談支援室（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 あかし相談支援室

二 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から金曜日ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間午前9時から午後6時までとする。

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

障害者（児）等からの基本的な相談

計画相談支援

- 一 サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）
- 二 繼続サービス利用支援（モニタリング等）

2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、

当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山梨県甲府市・笛吹市・中央市・甲斐市・昭和町、とする。

(虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための措置)

第9条 事業所は、利用者に対する虐待及び身体拘束等を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止及び身体拘束等の適正化を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修採用後 1 カ月以内
 - 二 繼続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契
約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人日新会と事業所
の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するた
めの基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する
地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

甲府市障害者基幹相談センター、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコ
ーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した
上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要
なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の
連携体制の構築等を行う機能。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

1. 計画相談給付費

※ 1月あたりの単位数

サービス利用支援費	(I)	1572単位
	(II)	732単位
継続サービス利用支援費	(I)	1308単位
	(II)	606単位

【減 算】

居宅介護支援費重複減算 I	サービス利用支援費 (I)	-582単位
	継続サービス利用支援費 (I)	-633単位
居宅介護支援費重複減算 II	サービス利用支援費 (I)	-894単位
	サービス利用支援費 (II)	-54単位
	継続サービス利用支援費 (I)	-945単位
	継続サービス利用支援費 (II)	-243単位
介護予防支援費重複減算	継続サービス利用支援費 (I)	-20単位

【加 算】

利用者負担上限額管理加算		150単位
初回加算		300単位
入院時情報連携加算	(I)	300単位
	(II)	150単位
退院・退所加算		300単位
居宅介護支援事業所連携加算	情報提供	150単位
	訪問・会議参加	300単位
医療・保育・教育機関等連携加算	情報提供	150単位
サービス担当者会議実施加算		100単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位
行動障害支援体制加算		60単位
精神障害者支援体制加算		60単位
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位
地域体制強化共同支援加算		2000単位
特別地域加算		所定単位数 × 15/100
集中支援加算		300単位

※指定特定相談事業者等が国民健康保険団体連合会に請求し代理受領します。

利用者負担はありません。

※「運営規程」第6条3項の費用については、事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、片道概ね10km未満については500円とし、それ以降1km増すごとに50円を乗じて得た額とします。

2. 障害児相談支援給付費

※ 1月あたりの単位数

障害児支援利用援助費	(I)	1760単位
	(II)	815単位
継続障害児支援利用援助費	(I)	1488単位
	(II)	662単位

【加 算】

利用者負担上限額管理加算		150単位
初回加算		500単位
入院時情報連携加算	(I)	300単位
	(II)	150単位
退院・退所加算		300単位
医療・保育・教育機関等連携加算		200単位
サービス担当者会議実施加算		100単位
サービス提供時モニタリング加算		100単位
行動障害支援体制加算		60単位
精神障害者支援体制加算		60単位
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位
地域体制強化共同支援加算		2000単位
保育・教育等移行支援加算	情報提供	150単位
	訪問・会議参加	300単位
集中支援加算		300単位

※指定特定相談事業者等が国民健康保険団体連合会に請求し代理受領します。

利用者負担はありません。

※「運営規程」第6条3項の費用については、事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、片道概ね10km未満については500円とし、それ以降1km増すごとに50円を乗じて得た額とします。

「計画相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 日新会
所在地	山梨県甲府市上町 2473 番地
電話・FAX 番号	055-226-6580 ・ fax 055-226-6503
ホームページ	URL. http://www.akashi.or.jp
代表者氏名	平 嶋 道 治
設立年月	平成 14 年 2 月 18 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 令和 2 年 2 月 1 日指定山梨県 1930102676 号
事業の理念	(1) ご利用者の人権と尊厳を守りつつ、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援を提供します。 (2) ご家族との連携を深めながら、ご利用者に安心安全かつ明るい雰囲気の中で支援を提供します。 (3) ご利用者の社会性や自立心の発達を促せるよう、スタッフの専門技能の向上を図り質の高い支援を提供します。
事業所の名称	あかし相談支援室
事業所の所在地	山梨県甲府市上町 2473 番地
電話・FAX 番号	055-226-6580 ・ fax 055-226-6503
管理者氏名	平嶋 道治 (常勤専従)
事業運営方針	ご利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者又はご家族の選択に基づき、適

	<p>切な保険、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。</p> <p>ご利用者等の意志及び人格を尊重し、常にご利用者等の立場に立って提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス等事業を行うものに不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>相談支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスが行えるよう努めるものとします。</p> <p>相談支援の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>
開設年月	令和2年2月1日

3. グループ事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定員
ユニット型介護老人福祉施設	平成15年3月24日	1970101166	57人
認知症対応型共同生活介護	平成15年4月 1日	1970101174	18人
通所介護	平成15年5月 1日	1970101216	40人
居宅介護支援事業	平成15年5月 6日	1970101547	
短期入所生活介護（空床型）	平成16年5月 1日	1970101166	空床と同数
短期入所生活介護（併設型）	平成20年10月1日	1970101166	20人
地域密着認知症対応型通所介護	平成20年10月1日	1990100172	12人
地域密着型介護老人福祉施設	平成24年12月3日	1990100396	29人
共生型通所介護	平成31年 1月1日	1910102431	含む40人

4. 事業の実施地域

甲府市 笛吹市 中央市 甲斐市 昭和町
 (その他の地域については、相談してください。)

5. 営業時間

営業日	年中無休（国民の祝日・12月29日～1月3日は除く）
受付時間	月～金 9時～18時、
サービス提供時間帯	月～金 10時～17時、

6. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数及び職務内容	厚生労働省 指定基準
1. 管理者	常勤 1名 管理者は事業所の相談支援専門員、 その他の従業者の管理、利用申し込み に係る調整、業務の実施状況の把握、 その他の管理を一元的に行います。	常勤 1名
2. 相談支援専門員	常勤 1名以上・非常勤 1名以上 相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画の 作成及び継続的なモニタリング等を行います。	1名以上

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の
所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、
常勤換算では、1名（8 時間×5名÷40 時間=1名）となります。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

(サービス利用支援)

- ① 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の利用が継続的かつ効率的に行われるようになります。
- ② 当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。
- ③ 利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等（アセスメント）を把握します。
- ④ 解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目的（長期・短期）及びその達成時期、種類・内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリングの期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ 当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥ 支給決定もしくは支給決定の変更決定、または地域相談支援給付決定後に、障がい福祉サービス事業者等との担当者会議を開催し、連絡調整を行いサービス等利用計画を作成し利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。

(継続サービス利用支援)

- ① 相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして(決定されたモニタリング期間)、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接します。
- ④ ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はご利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

(2) 利用料金

- ① 相談支援に係る費用

ご利用者の自己負担はありません。計画相談支援サービスを提供した際に受領する費用は、厚生労働大臣が定める基準により、各市町村から代理受領するため、利用者の自己負担はありません。

- ② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、片道概ね 10km未満については 500円とし、それ以降 1km 増すごとに 50 円を乗じて得た額とします。

- ③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

- ④ 請求書の送付

前記②の料金費用は、翌月の 15 日位までに利用料明細を作成し請求書に添付して送付します。

- | |
|------------------------|
| ア. 金融機関口座からの自動振替 |
| イ. 窓口での現金支払 |
| ウ. 他の方法 ご希望の方はご相談ください。 |

8. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

10. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

11. 苦情等の受付について

(1) 苦情対応窓口

サービスに対する苦情やご意見などは以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情対応窓口 (担当者) > 平嶋 恵子 今井 広幸

○苦情申し立て方法 当事業所内に投函箱を用意しております。

また、電話、FAXでも受け付けております。

○受付時間 FAX (24時間) 055-226-6503

電話 毎週月曜日～金曜日 (10:00～18:00) 055-226-6580

<苦情解決責任者 [管理者] 平嶋 道治>

(2) 苦情処理第三者委員

委員名	電話番号
前島 守	055-224-3062
内藤 いずみ	055-241-3258

(3) 上記のほかに、次の機関にも苦情の申し立てができます。

市町村窓口 甲府市福祉センター 電話：055-237-5484

国民健康保険団体連合会 電話：055-261-1903

12. 虐待の防止について

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めます。

13. 身分証携帯義務

当事業所では、常に顔写真入りの身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者並びにご利用者の家族等から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

個人情報使用同意書

私及びその家族等の個人情報の使用については、次に記載する通りの内容を必要最小限の範囲で使用することについて同意します。

1. 使用目的

- (1) サービス等利用計画に基づき、福祉サービス等が円滑に実施されるよう、事業所と福祉サービス事業所や関係機関等で行われるサービス調整会議等で必要な場合
- (2) 上記（1）のほか、相談支援専門員や市町村、福祉サービス事業所等との連絡調整の為に必要な場合
- (3) 福祉サービス等の提供を受け、心身の調子を崩した時や、怪我等で病院に行つた際に、医師及び看護師等に説明するために必要な場合
- (4) サービス等利用計画を申請する市町村に、事業の実施状況やサービス等利用計画の報告等を行うために必要な場合
- (5) その他、当事業所で本事業及び関連する事業の事務所等において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は、第1項に記載する目的の範囲内で、必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れる事がないよう細心の注意を払います。
- (2) その他、当事業所では相談支援専門員のスキルの向上を目的として、実践研修や会議等において事例として取り扱うことがあります。その場合、個人が特定されることがないよう配慮するとともに、使用した事例は終了時にすべて回収し、速やかに廃棄いたします。

※個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別又は識別され得るものをおいいます。

重要事項の説明及び 個人情報使用同意年月日	令和 年 月 日
--------------------------	---

本書面に基づき、特定相談支援に関する重要事項の説明及び個人情報使用同意に関する説明を行いました。

事業者	所 在 地	〒400-0831 甲府市上町2473番地		
	法 人 名	社会福祉法人 日新会		
	代 表 者 名	理事長 平嶋道治		
	事 業 所 名	あかし相談支援室		
	説 明 者 名	相談支援専門員	平嶋 恵子	印

本書面に基づき、事業所から特定相談支援に関する重要事項の説明書及び個人情報使用同意に関する説明を受け、「あかし相談支援室」の個人情報の使用に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印（続柄）

家族代表者	住所	
	氏名	印（続柄）